

議案第 8 号

鈴鹿峠自然の家条例の一部改正について

鈴鹿峠自然の家条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

鈴鹿峠自然の家条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

鈴鹿峠自然の家条例の一部を改正する条例

鈴鹿峠自然の家条例（平成17年亀山市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表の1 施設使用料の表中「1 施設使用料」を削り、同表プールの項を削り、別表の2 物品使用料の表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。